

「2026 年度開始横浜市立中学校全員給食用物資中継配送センター運用業務」

受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「2026 年度開始横浜市立中学校全員給食用物資中継配送センター運用業務」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、公益財団法人よこはま学校食育財団委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施体制
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 よこはま学校食育財団 専務理事

副委員長 よこはま学校食育財団 事務局長

委員 食品衛生分野学識経験者

 横浜市教育委員会事務局 学校給食・食育推進課長

 よこはま学校食育財団 事務長

 よこはま学校食育財団 食品安全係長

 よこはま学校食育財団 食育推進係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の7分の6以上の出席をもって成立する。

5 受託候補者の特定（評価の順位付け）は、評価委員会の各委員の評価の合計点が高い者から行う。また、評価の合計点（加点項目を除く）が満点の10分の5の得点に達していない場合あるいは評価項目「3 施設・設備の適正」・「6 事業継続性・リスク管理」の項目で1項目でも最低の評価があった場合は、受託候補者の特定の対象から除くものとする。

6 委員長は、評価結果を公益財団法人よこはま学校食育財団入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、2025年4月21日から施行する。